

お盆休みのお知らせ

施設名	休業日
町立診療所	8月5日(水) 正午～8月16日(日)
歯科診療所	8月12日(水)～8月17日(月)
最終処分場	8月14日(金)・8月15日(土)
ゴミ収集	通常どおり
B&G海洋センター(プール含む)	8月14日(金)～8月16日(日)

イベント中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者の健康と安全を最優先に考え下記イベントを中止させていただきます。楽しみにしていただいた皆様にはご迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

- ・こども盆おどり (開催予定日 8月15日)
- ・第8回北の龍馬まつり (開催予定日 9月7日)

※例年行っていた「夏のイベント抽選会」については、浦臼町商工会で抽選を行い、当選者には電話で連絡を致しますので、抽選券に必要事項の記入もれがないようお願いいたします。多数のご応募をお待ちしております。

- ・ラジオ体操 (開催予定日 夏休み期間中)

町税の納期のお知らせ **第2期納期限 8月31日(月)まで**

町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、6月10日発送の納付書で、納期限までに納付願います。既に口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落としをいたします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限前に必ず役場税務係までご相談願います。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫浦臼支店 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳及びその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容をご記入願います。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口で納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・北海道銀行 ・北洋銀行
 - ・ピンネ農業協同組合浦臼支所 ・浦臼町役場出納
- ※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできませんのでご留意願います。

【第3期以降の納期限】

- *第3期納期限 11月2日(月)
- *第4期納期限 12月25日(金)

●お問い合わせ：くらし応援課 税務係 (68-2112)

不要な「ありがとう札沼線」缶バッジは、役場へ寄付をお願いします！

空知中部広域連合からのお知らせ

～ 65歳以上の皆さんへ ～

8月中旬に「令和2年度介護保険料決定のお知らせ」を送付いたします

介護保険制度は、国、道及び広域連合（市町）が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるように、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んで介護保険事業計画を策定し、決定しています。また、前年10月からの消費税引き上げにともない、第1～3段階の介護保険料額が見直されました。

介護保険料基準額：年額62,400円（月額5,200円）

段階	対象者	算定基準	年間保険料額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.3	18,720円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.5	31,200円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方（第1、2段階以外の方）	基準額×0.7	43,680円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.9	56,160円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方（第4段階以外の方）	基準額	62,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	74,880円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	81,120円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	93,600円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	106,080円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.8	112,320円

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人及び世帯員の市町村民税の課税状況と所得等を基に介護保険料を算定しています。所得が未申告ですと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、お住まいの市町村民税担当窓口で所得の申告をお願いします。

◎介護保険料の未納はありませんか

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

問い合わせ 空知中部広域連合事務局介護保険係（66-2152）

買物は町内商店で買いましょう!!

NET119緊急通報システムの運用開始について

砂川地区広域消防組合では、聴覚・音声機能または言語機能に障がいのある方を対象とした『NET119緊急通報システム』を導入し、令和2年10月1日から運用を開始いたします。※事前登録は随時受け付けております。

NET119緊急通報システムとは？

聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報ができるサービスです。全国どこからでも音声によらない（チャット形式）で通報することができます。

ご利用できる対象者

聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な方で、砂川地区広域消防組合が管轄する地域（砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町）に居住、通勤又は通学されている方が対象です。

ご利用には事前登録が必要です

ご利用を希望される方は、『NET119緊急通報システム利用規約』に同意し、事前登録された方が対象となります。登録用メールアドレスに空メールを送信し事前登録を済ませてください。

【登録用メールアドレス】 r.sunagawa@net119.speecan.jp



利用料金について

NET119緊急通報システムは無料でご利用いただけますが、スマートフォンのインターネット接続に必要な通信料は利用される方のご負担となります。

ご利用対象機種について

GPS機能を搭載し、インターネットに接続可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末が対象となります。※セキュリティの関係上、一部対応できない機種もございます。

お問い合わせ先

砂川地区広域消防組合消防本部 救急通信課 通信係

電話：0125-54-2196

FAX：0125-52-5862（通信指令室）

メールアドレス：suna-2sin@apost.plala.or.jp

上記内容は、砂川地区広域消防組合ホームページでも掲載しています。

※各市町の障がい福祉担当でも相談を受け付けております。

敬老会中止のお知らせ

9月に開催を予定していましたが「令和2年度浦臼町敬老会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者の健康と安全を最優先に考え中止とさせていただきます。

楽しみにしていただいている皆様には大変申し訳ございませんが、ご理解の程よろしくお願いたします。